

## 国際連合気候変動枠組条約 CDM理事会第78回理事会(EB#78)概要報告

2014年 4月 5日

経済産業研究所・東京大学 戒能  
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2014年 3月31日 (月) - 4月 4日 (金)

場所 ドイツ・ボン・UNFCCC本部会議場

### 主要結果

#### 1. 定足・構成

##### 1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Laksumi D. (インドネシア)	Hussein B. (ヨルダン)
中南米 LACRB	Daniel O. (エクアドル)	Eduardo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Toshi M. M. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グレナダ: 議長)	Amjad A. B. (モルジブ)
(途上国)	Washington Z. (ジンバブエ)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Duan M. (中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin Enderlin (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/ドイツ)	(*1)
Annex-1	Lambert (EU/ドイツ:副議長)	戒能 一成 (日本)

-\*1 Annex-1 の Alternate 1名は選任未了, 暫定的に空席

#### 2. 運営管理 (議題2.1~)

##### 2-1. CDMの「純削減性」問題

(会議録para05, 会議前Annex-1)

- 1) 背景 - CDMが発行されたCER以上の削減措置となっておらず単なる「相殺; Offset」であるとの EUや環境保護団体などからの批判に答えるべく、CDMの「純削減性」を検証する作業計画を策定(2014年MAP)。
- 2) 結果 - 理事の見解が分かれ、2015年MAPで再検討(議論延期)を決定。
- 3) 議論 - 事務局案では 1)事業期間終了後の削減継続, 2)割引発行, 3)(過剰)安全側措置による「純削減性」の検証を提案。作業対象範囲は直接的CDM関連分野に限定。
  - 小生から、技術革新効果、市場創設効果・量産効果などの外部効果、在庫効果など CDM以外の分野を含めた波及的影響を評価に追加するよう提案、支持多数。
  - しかし主として一部先進国理事から評価の困難性や作業負担の過大性、一方途上国理事からは事業者への追加負担性を懸念する旨意見表明があり紛糾。2014年MAP採択時点で評価の困難性などは予見可能であり一部先進国理事自体が提案した事業であるにもかかわらず、今更反対に翻意した理由は不明。

##### 2-2. CDM需要の拡大方策

(会議録para06, 資料なし)

- 1) 背景 - CDMの需要崩壊を受け、新たな需要先を開拓すべく事務局で作業計画を策定。
- 2) 結果 - 次回理事会で継続検討。
- 3) 議論 - 事務局からの説明は漠とした分野(国際イベントでの炭素オフセット、慈善的需要先の開拓、都市会議など)を示すのみで具体的目標が欠落している、登録簿強化・広報強化など事務局の事業拡大傾向に懸念あり、などの意見あり。

##### 2-3. DOE資格試験問題

(会議録para09, 会議後Annex-2) **重要**

- 1) 背景 - DOEの信認基準改訂(ver4.0→5.1)に伴い認証従事者の資格試験制度が導入されたが、新基準の施行日(本年7月1日)迄に試験等の整備が間に合わない問題が発生。事務局と DOE-Forumによる問題解決のためのTFを結成し対策を検討。

- 新信認基準の議論時に既に資格試験制度が間に合わない懸念は指摘されていたが、環境十全性を奉ずる一部先進国理事の強硬な意見により既に資格を有する者にも試験制度が追加される形となっていた。
- 2) 結果 - 以下のとおり経過措置を拡大改訂する旨決定。(会議後Annex-2 参照)
  - ・ 現行信認基準(Ver4.0)で資格を確認された者は、新基準(ver5.1)でも自動的に資格を確認されたと見なし試験を免除する("Grandfathering")。
  - ・ 新基準(Ver5.1)の施行日は変更しないが、分野別試験制度は段階導入とする(試験制度が実施可能になったか否かを UNFCCCが逐次公表する)。
- 3) 議論 - 当該措置は現実的な実施可能性から見て妥当であり、一部先進国理事を含め反対意見は殆どなし。
  - 仮に当該経過措置の拡大改訂を行わなければ、新基準の施行を延期するか、新基準の施行日に如何なるDOEにも資格を有する認証従事者がいないという事態に陥り失態を呈することとなるため、事実上選択の余地がない状態に。

#### 2-4. CDM理事会 2014年作業計画改定及び予算委員会作業計画承認 (会議前Annex-2, -3)

- 1) 背景 - 事業実績を踏まえた改訂 及び 予算委の計画案提示。
- 2) 結果 - いずれも原案どおり採択。

#### 2-5. 事務局とパネル・WGの意見調整方策案 (会議録para10, 会議前Annex-4)

- 1) 背景 - 2014年MAPにて事務局がパネル・WGに意見照会・調整して原案作成を行う旨指定された事業が 3つあり、当該意見照会・調整の方法について事務局から提案。
- 2) 結果 - 事務局案を 2014年MAPの 3事業についてのみ適用する旨決定。
  - 更に当該意見照会・調整方法の一般化の是非などについては、本年度予定されているパネル・WGの見直し作業において再度議論することを決定。

### 3. 個別案件 (議題3.1～) ( ※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開 )

#### 3-1. DOE信認 Accreditation (今回該当なし)

#### 3-2. 登録 Registration (会議録para13～16)

- 1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
  - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
  - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を拒絶する旨決定。

・#9320 CRK 水力発電事業 (グルジア) 拒絶 RINA ×

#### 3-3. 発行 Issuance (会議録para17～20)

- 1) 背景 - ( 上記「登録」に同じ )
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を登録。(略)
- 5) 注記 - 今次理事会より、会議録の定例フォーマットに任意退役制度の累積量を追加表示する旨決定。現時点で約79万t-CO2 と報告された。

### 4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

#### 4-1. いわゆる「二重発行問題」について (会議録para27, 資料なし) **重要**

- 1) 背景 - 前回理事会において理事より問題提起。仮に CDM事業が他の国内制度(JCMなど)などと同時登録されていた場合、CERと当該制度のクレジットの二重発行の懸念があり、対策について検討。
- 2) 結果 - 仮に CDM事業が他の国内制度に同時登録していた場合であっても、(CERの権利が当然に優先され)国内制度側で二重発行された分の問題は該当国政府が処理

- する任にあり、窓口である DNAが国内法規に従い事業者を指導すべきと認識。
- 必要あれば一旦発行された CERを任意退役制度で退役させることを奨励。
- 3) 議論 - そもそも CERは各国が批准した条約上の権利であるため当然に国内法規上の制度に優先すること、制度上 CER自体が「二重発行」になることは起き得ないことから、当該問題の処理責任はそのような国内制度を作った該当国政府そのものにある旨の意見が多数を占めた。
- 当初は「従って何もする必要はない」との意見もあったが、少なくとも上記問題について CDM理事会の公式見解を外部に表明すべき旨理事見解が一致。
  - 南アなどの国内取引制度では一旦発行された CERを退役させて国内クレジットを流通させる仕組みとなっており上記見解と完全に整合するが、Gold-Standardなどでは CDMで事業登録するが(CER発行をせず)独自クレジットを出す仕組みであり、受入国の DNAが上記前段の注意・措置義務を負うこととなる。
- 4) 対応 - CDM事業と他事業に同時登録している削減事業に投資している方については、受入国のDNAから該当事業が別途指導などを受ける可能性有。
- 5) 注記 - 日本のJCM制度では「いかなる他制度とも同時登録をしない」旨の念書を事業主体から徴求しており現状上記見解に抵触する可能性は少ないが、今後要注意。
- 4-2. 炭素隔離貯留(CCS)に関する手続規定整備 (会議録para26, 会議後Annex-3~7)
- 1) 背景 - EB#76からの継続検討案件、CCS事業の CDM事業手続規定を既存PS, VVS, PCPIに追加改訂。飲料水層の利用可否, 受入国該当法規の指定有無が論点。
  - 2) 結果 - 採択。該当法規は承認書(EoA)に記載を「奨励」。飲料水層への貯留は、本制度上の安全性評価などを実施し結果を提出して該当国に可否を照会すべきこと。
  - 4) 対応 - 本改訂に伴い、CCSの CDM事業は方法論の承認申請を開始可能になった。
- 4-3. 標準化ベースライン関係
- (標準化ベースラインと個別方法論の関係) (会議録para23, 会議前Annex-6)
- 1) 背景 - 標準化ベースラインが制定されている国・分野で、当該分野の既存方法論の利用を許容するか否かについて事務局から問題提起、理事会で議論。
  - 2) 結果 - 以下のとおり決定。
    - 標準化ベースラインを強制化するか(既存方法論を並行して利用可能とするか) どうかは該当国 DNAが指定できること。
    - 仮に上記で DNAが任意・並行利用化可と指定した場合に、環境十全性上の懸念がある場合、理事会は当該標準化ベースラインの制定を拒否できること。
  - 3) 議論 - 環境十全性上の観点から強制・並行利用不可との意見を述べる先進国理事がいたが、そもそも当該議論は標準化ベースラインの議論を開始した時点から存在していた論点であり単なる議論の「蒸返し」に過ぎないとして上記結果に帰着。
- (標準化ベースラインの演繹的制定計画について) (会議録para24, 会議前Annex-7)
- 1) 背景 - 2014年MAP案件。DNAに演繹的(Top-down)制定の要望を聞いたところ、予算3件に対し非常に多数の応募があったため事務局から理事会に意見照会。
    - 発電, 廃棄物, 調理炉分野での要望が多く資源配分の調整が必要に。
  - 2) 結果 - DNAの協力・了解の下、規定予算内で更に検討を進めるよう事務局に指示。
  - 3) 議論 - DNAの要望の幾つかは既に進行中の案件であったため、予算の弾力的使用による対処は可とするが、既存の個別提案(Bottom-up)支援制度も活用し DNAの意見を尊重しつつ作業を進めるべき旨理事見解は一致。
    - 当初事務局案では「箇所付け」を希望していたが情報不十分とし継続検討を指示。

#### 4-4. 集合事業(PoA)関係

(PoA の 2群発行の実施手順) (会議録para30, 会議前Annex-11)

- 1) 背景 - PoAで CER発行を行う際 2群で個別に発行申請を行うことを可とすることを検討したが、バイオマス系の方法論の幾つかで「排出増の場合前回発行から控除する」との規定があり関係整理が必要となり事務局で対策を検討。
- 2) 結果 - 方法論毎に 2群発行の可否を指定する(原案Option 1)で決定。
  - 関連規定の解釈について CMPに同時意見照会することを決定。(Anx-11参照)

(PoA傘下の零細事業の閾値の見直し) (会議録para31, 会議前Annex-12)

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP9)要請事項。現状の PoA傘下の零細事業の閾値では手続費用が過大となる場合があり、閾値の見直しを要請。
- 2) 結果 - 理事意見を踏まえ作業開始を事務局に指示。
  - a 零細事業だけでなく小規模事業も分析対象とすること
  - b 閾値だけでなく集合事業規模の見直しや傘下事業規模の見直しの可能性についても、一時的規模拡大の許容や技術別指定の可能性を視野に検討すること。

(多国籍 PoAでのPoA-DDの国別提出) (会議録para32, 会議前Annex-13)

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP9)要請事項。多国籍 PoAにおいて個別 PoA-DDを事業者から各国 DNAに提出させるよう要請。
- 2) 結果 - 原案どおり採択。

4-5. 持続可能性に関する任意報告ツール策定 (会議録para21, 資料なし)

- 1) 背景 - EB#70で承認された持続可能性に関する任意報告ツールの申告様式が完成。
- 2) 結果 - 了承。
- 5) 注記 - 既に 45件程度の任意報告の打診がある旨事務局より報告有。

4-6. 途上国の「E- 政策」に関する投資分析上の措置 (会議録para28, 会議前前々回Annex-16)

- 1) 背景 - ( EB#76迄の会議録を参照ありたい )
- 2) 結果 - 継続検討。(戒能議長)
- 3) 議論 - 論点整理を実施。下記 2点(Option A or B, Option 2 or 4)に議論が収束。
  - ・ 投資分析上での「E- 政策」による補助等の考慮除外期間(7年 or 全期間)
  - ・ 途上国での「E- 政策」の実施日の特定可能性

4-7. 大規模・小規模方法論改訂関連 (該当なし)

#### 5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2)

5-1. 「解釈明確化」と「改訂」手続の関係について (会議録para33, 会議前Annex-14)

- 1) 背景 - 現状「解釈明確化; CLA」と「改訂; REV」手続は別途処理されているが、EB#68で両者を兼ねた提案が実施され処理が混乱、事務局に整理案策定を指示。
- 2) 結果 - 継続検討。
- 3) 議論 - 事務局案は環境十全性上の必要があれば解釈明確化が改訂手続に自動的に移行するとの奇怪な案であり批判集中。理事会意見を踏まえ再検討。

次回理事会(EB#79) 2014年 5月28日(水)～ 6月 1日(日), ドイツ・ボンにて開催予定  
(6月4日からの補助機関会合との間を詰めるため変則的日程で開催)